

令和6年度 第2回大和市予防接種運営審議会 議事録

日 時 : 令和7年1月21日(火)午後7時30分から午後9時20分まで

場 所 : 大和市保健福祉センター 5階 501会議室

出席者 : 委員 7人 : 玉井会長、上田委員、横田委員、芳沢委員、出口委員、西海委員、粟生委員

事務局 : 職員 9人 : 新比叡健康福祉部長、目代健康医療調整官

医療健診課 : 山中医療健診課長、瀬端健康診査・がん・感染症予防係長、
萩原主査、矢野主査、佐藤主査、小島主査、吉澤主査

- 次 第 :
1. 開会
 2. 挨拶
 3. 報告
 - 1) 予防接種実施状況
 - 2) 間違い報告等について
 - 3) 大和市予防接種情報提供サービス「らくらく予防接種」登録状況報告
 - 4) BCG 予防接種の実施に係る研修会実績報告
 4. 議題
 - 1) 令和7年度大和市予防接種事業計画案
 - 2) 令和7年度予診票の変更点について
 5. その他連絡事項
HPV ワクチンの経過措置の周知について
 6. 閉会

【資料一覧】

・定期予防接種実施状況(年度別接種件数及び接種率)	資料1-1-1
・定期予防接種実施状況(出生年度別接種者数及び接種率)	資料1-1-2
・臨時予防接種実施状況(新型コロナウイルスワクチンの接種状況)	資料1-2
・定期予防接種の間違い報告	資料2-1
・臨時予防接種の間違い報告	資料2-2
・大和市予防接種情報提供サービス「らくらく予防接種」登録状況報告	資料3
・BCG 予防接種の実施に係る研修会実績報告	資料4
・令和7年度(A 類疾病及び B 類疾病、任意接種(成人風しん)計画案)	資料5
・令和7年度带状疱疹ワクチンの定期接種化について(带状疱疹実施要領(案))	資料5-1
・大和市带状疱疹予防接種予診票(案)	資料5-2
・带状疱疹ワクチン定期接種への導入に係る具体的な規定について基本方針部会です承された内容(一部抜粋)	参考資料1
・HPV ワクチンの経過措置について基本方針部会の見解(一部抜粋)	参考資料2
・令和6年度第3回予防接種自治体向け説明会 QA(抜粋)	追加資料1
・令和7年度予診票の変更点について	資料6
・質問事項1, 2について(案)	追加資料2
・HPV ワクチンの経過措置の周知(ハガキによる個別通知)	資料7

1. 開会

新比叡健康福祉部長 本日は、公私ご多忙のなか、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。今季につきましては、神奈川県内においても昨年末からインフルエンザの患者報告数が警報レベルとなり、これまでにないほどの大流行となっております。委員の皆様はじめ、医療機関の先生方、医療関係者の方々には多大なるご協力、ご尽力をいただいておりますこと、あらためて御礼申し上げます。このような中、本市では、インフルエンザについては昨年度同様となりますが、国の通知に基づきインフルエンザ及びコロナワクチンの接種期間を 1 月末まで延長いたしました。また、来年度からは带状疱疹ワクチンの定期接種化、また HPV ワクチンの経過措置も予定されており、予防接種の制度は目まぐるしく変化しております。こうした変化に対して市民や医療機関が混乱することなく、適切にワクチン接種が行われるよう、委員の皆様からご意見、ご指導等をいただきたいと存じます。簡単ではございますが、本日の予防接種運営審議会が有意義な場となるよう、活発な議論をお願いし、挨拶に代えさせていただきます。

山中医療健診課長 令和6年度大和市予防接種運営審議会を開会いたします。この審議会につきましては、本市におきます予防接種の円滑な運営体制などに関し、先生方からご意見をいただく場として重要な機関と考えております。

2. 挨拶

玉井会長 本日はご多忙の中、遅い時間にお集まりくださりまして誠にありがとうございます。HPVワクチンの経過措置、带状疱疹ワクチンの定期接種化など予防接種が複雑になる一方です。この審議会で整理し情報発信できるようにしたいと思います。どうぞ皆様、ご協力よろしくお願いいたします。

3. 報告

1) 定期予防接種実施状況

- ① 年度別接種件数及び接種率などについて説明（資料1-1-1）
- ② 出生年度別接種者数及び接種率などについて説明（資料1-1-2）

臨時予防接種実施状況

- ① 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について説明（資料1-2）

2) 間違い報告等について

- ① 定期予防接種の間違い報告などについて説明（資料2-1）
- ② 臨時予防接種の間違い報告などについて説明（資料2-2）

3) 大和市予防接種情報提供サービス「らくらく予防接種」登録状況報告

- ① 登録状況について説明（資料3）

4) BCG 予防接種の実施に係る研修会実績報告

- ① 研修会実施医療機関数等について説明（資料4）

4. 議題

1) 令和7年度大和市予防接種事業計画案

① 令和7年度 A 類疾病及び B 類疾病、任意接種（成人風しん）計画案について説明（資料5）
令和7年度带状疱疹ワクチンの定期接種化について

① 带状疱疹実施要領（案）について説明（資料5-1）

② 大和市带状疱疹予防接種予診票（案）について説明（資料5-2）

（参考資料1） 带状疱疹ワクチン定期接種への導入に係る具体的な規定について基本方針部会で
了承された内容（一部抜粋）

（参考資料2） HPV ワクチンの経過措置について基本方針部会の見解（一部抜粋）

意見・質問等 ○:委員 ●:事務局

- 带状疱疹予防接種予診票について、ワクチンを受けたことがありますかとの質問は入れないのか。
- すでに接種完了の方は対象外となるため想定していない。事前に読んでいただく資料や、予診票の余白に接種完了者は原則対象外となることを注意喚起として記載を検討する。
- 医師の判断で再接種を実施することについて、どのような判断、基準で実施するのか。前回の接種履歴を確認する必要があるのではないのか。
「質問項目10 ひきつけ（けいれん）を起こしたことがありますか」について、高齢者の予診項目として必要なのか。
- 带状疱疹予防接種については1度接種したら2度目は接種してはいけないワクチンではない。明確な規定がないため、被接種者が仮に10年ほど前に接種していても、また接種したいと言われた場合、判断するのに医療機関は混乱する。どこまでの接種が許されるのか、どこまでが接種が不可という基準があった方がいい。
- 質問項目10の質問について、国の成人肺炎球菌の予診票様式にも含まれているため、大和市もこれに沿って加えたものである。実施判断については市の方針としては当審議会にて各委員からご意見を賜りたい。
- 現場の判断として、線引きはどうしたらよいか。どのようなケースは許されるのか市から示して欲しい。
- 市としても具体的な線引きを示すのが非常に難しいことはご理解いただきたい。過去に接種しているが、今回接種が必要であると、医師の判断で接種をするということになった場合、市に請求いただいた際、医師の判断が入っているため、市はそれを基に、過去の任意接種の接種歴があるということがわかったとしても、それを理由に委託料を支払わないという判断は基本的にはしない。
- ある程度常識の範囲で、考えられる判断の部分は尊重いただけるということが、現場の医師に伝わればよいと思う。あそこの病院ではやってくれたのに、ここではやってくれないというトラブルの原因になるが、今のお話であれば問題ないかと。もちろん非常識な判断での接種については精査の上、委託料支払い対象外としていただければよい。
- 被接種者が再接種を希望したら医師は拒否することはできない。
- 疑義の生じる接種事案については都度医療機関へ確認するが、基本的には医師の判断のもとでの接種については支払い対象とする方向で考えている。

- 資料5-1の対象者②について、ワクチンの選択肢について接種間違いなどの可能性が考えられる対象者②の人は不活化ワクチンのみと記してはどうか。
- 資料5-1の市から医療機関へお知らせする実施要領別紙にも、対象者②が接種可能なワクチンは不活化ワクチンのみであることを注意喚起として文言を追記することを検討する。
- 金額については決まっていないのか。
- 厚生労働省より標準的な接種費用は示されているが、これを受けて今後協議が行われ、委託料が決定する。
- 接種間隔について上限は設けるか。
- 添付文書に記載はあるものの、国からは、接種間隔が6か月を超えてしまっている、定期接種の対象の年度内であれば上限は設けないとされている。

⇒ 議題1について委員全員より承認された。

2) 令和7年度予診票の変更点について説明(資料6・追加資料2)

意見・質問等 ○:委員 ●:事務局

- 予診票の主な変更(案)、(資料6・追加資料2)については、1つずつ採決する。
1つ目の「質問事項1, 2(接種資格、住民登録)」について、質問が無ければ採決する。
→事務局案2となる。
- 2つ目の成人肺炎球菌の予診票について、①体温記入欄、②医療機関記入欄は、第1回予防接種審議会においてすでに採決しており、承認されているため意見なければ、変更後の案のままでいい。
→意見なし。
- ③過去の接種歴を問う質問事項についても、ニューモバックス以外の肺炎球菌ワクチン接種者は対象となるため、意見なければ事務局の変更案で良い。
→意見なし。
- A類疾病のHPVについて接種履歴の記載の案について、
個人的には【参考】案が間違い接種に繋がらずに済むのではないと思われるが。
- 実際の予診票を見ているが、文字が小さくて読めない。これにより間違い接種に繋がらないか。
接種間隔のフロー図など予診票に記載できないのか。
- 文字が小さくて読みにくい点については、フォントの変更など改善の余地はあるが、HPVの接種間隔について予診票上で図などを用いた記載は市としても検討したが難しい。
- 変更前(現状のまま)、変更後(図も考慮)、【参考】の3つについて採決する。
→多数決により、変更後(案)とする。
- 変更後の形で予診票を作成する。図の掲載については現状のところ難しいが、次年度、運用する上でまた課題が生じたら、再度相談させていただきたい。
- 接種方法について、実際に記入する被接種者にも接種間隔を確認させるために、文言を追加してはどうか。
- 変更後(案)に記載している※注意書きの下に、保護者(被接種者)向けにも注意喚起の文言追加を検討する。

⇒ 議題2について、委員全員より承認された。

5. その他連絡事項

1) HPV ワクチンの経過措置の周知（ハガキによる個別通知）について説明（資料7）

意見・質問等 ○:委員 ●:事務局

- 個別通知はがき（案）について、「2025年3月31日までに1度でも接種していること」を強調できれば、より良いのではないか。
- 参考にさせていただく。

6. 閉会